

# 橋本市次世代型グラウンドマンホール認定基準

## 1. 目的

本市が使用するφ600mmの橋本市次世代型グラウンドマンホールを認定する基準として規定する。

## 2. 認定基準

グラウンドマンホールの認定については、製造業者（申請者）が製造工場（申請者の自社工場）ごとに申請し、下記の条件を満たすこととする。なお、検査に要する製品及び検査費用は、申請者の負担とする。

- (1) 公益社団法人日本下水道協会の認定工場で製作されたものであること。
- (2) 認定申請書及び納入実績報告書を提出し、その内容が適正と認められること。  
(様式1-1、様式1-2)
- (3) 橋本市次世代型グラウンドマンホール仕様書に適合し、同検査要領書に基づく製品検査に合格すること。
- (4) 橋本市内において、本市担当者の立会いのもと、橋本市次世代型グラウンドマンホールを用い、「蓋の脱着性及び逸脱防止性の検査」、「製品の表示検査」、「製品の寸法及び形状検査」、「製品の外観検査」を実施し、合格すること。

## 3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。  
(様式2、様式3)

## 4. 認定期間

認定期間は認定開始日から認定内容に変更が生じたときまで、または認定を取り消しとなるまでの期間とする。

## 5. 認定の変更

認定内容に変更が生じたときは、速やかに認定申請書（変更）等を提出すること。

## 6. 認定の取り消し

認定した内容に下記の事項が生じたときは、認定を取り消すものとする。  
(様式4)

- (1) 申請及び検査内容に虚偽があったとき。
- (2) 公益社団法人日本下水道協会の認定工場でなくなったとき。
- (3) 申請の内容が履行されなかったとき。
- (4) 不正や反社会的な事実が認められたとき。
- (5) 自ら廃業又は認定の取消を申し出たとき。

## 7. その他

- (1) 本市は、認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じ立入り検査を実施し、書類の提出を求めることができる。
- (2) 合格した製品の納入後であっても、本市が検査の必要があると認めるときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。
- (3) 本市が行う材質検査、性能検査及び立ち入り検査等に要する費用は、申請者の負担とする。
- (4) この基準に疑義が生じたときは、書面にて内容提示のうえ本市の指示又は本市及び申請者の協議により解決するものとする。
- (5) 本認定基準は、令和8年4月1日より実施する。